

個人演説会等の設備の程度その他施設の使用及び候補者の
納付すべき費用の額について

公職選挙法施行令（以下「令」という。）第119条第2項及び第121条の規定により、
以下のとおり公表する。

第1 令第119条第2項の規定による個人演説会等（以下「演説会等」という。）の設
備の程度は、次のとおりとする。

施設の名 称	会場	面積	設備の程度等
Gメッセ 群馬	メイン ホールA	443㎡	A V機器操作卓（1式） デジタルワイヤレスハンドマイク（2本） 卓上型マイクスタンド（1台） 床上型マイクスタンド（1台）
	メイン ホールB	443㎡	フラップテーブル（270台） スタッキングチェア（1,000脚） 仮設ステージ（中）（6台）
	メイン ホールC	443㎡	演台（中）（1台） 演台（小）（1台） 会場設営

（※）候補者が上のほかに必要な設備をすることもできる（令119条第3項）が、候
補者自らが設備するものは、候補者の自費負担とする。

第2 令第119条第2項の規定による施設の使用方法は、次のとおりとする。

- (1) 令第119条第1項の規定による設備の外、候補者が同条第3項の規定によっ
て演説会等開催のために必要な設備を附加しようとするときは、Gメッセ群馬
の管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 前項の設備をした場合において演説会等が終了したときは、使用者は直ちに
その後片付をしなければならない。
- (3) 候補者が施設の使用を開始しようとするときは、管理者に申し出て、使用に
当ってはその指示に従わなければならない。
- (4) 法令及びこの定めに違反してGメッセ群馬の施設及び設備を使用したとき
は管理者においてその使用の許可を取り消すことができる。

第3 令第121条の規定による候補者が納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

施設

※使用料は消費税及び地方消費税の額を含む。

	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	時間外
	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	8:30～ 17:00	13:00～ 22:00	8:30～ 22:00	1時間 当たり

メインホール 全面	平日	98,280円	112,350円	112,350円	210,630円	224,700円	322,980円	30,870円
	土日祝	122,880円	140,430円	140,430円	263,310円	280,860円	403,740円	38,610円
メインホール 1/3 (A・B・C)	平日	32,760円	37,450円	37,450円	70,210円	74,900円	107,660円	10,290円
	土日祝	40,960円	46,810円	46,810円	87,770円	93,620円	134,580円	12,870円

設備

※使用料は消費税及び地方消費税の額を含む。

品名	単位 (1日当たり)	使用料
A V機器操作卓	1式	6,000円
デジタルワイヤレスハンドマイク	1本	1,500円
卓上型マイクスタンド	1台	300円
床上型マイクスタンド	1台	300円
フラップテーブル	1台	0円
スタッキングチェア	1脚	0円
仮設ステージ(中)	1台	2,000円
演台(中)	1台	1,000円
演台(小)	1台	800円

会場設営

※使用料は消費税及び地方消費税の額を含む。

会場	使用料(1回当たり)		
	午前	午後	夜間
メインホール全面	121,000円	105,600円	121,000円
メインホール2/3	79,200円	70,400円	79,200円
メインホール1/3	39,600円	35,200円	39,600円

第5 管理者から市選挙管理委員会又は候補者に対してする通知は文書をもってし、特に急を要する場合は電話又は特使をもってするものとする。

第6 管理者は、演説会の実施に関し、異例の事項が生じたときは、速かに市選挙管理委員会に報告するものとする。